

平成 29 年 4 月 28 日  
独立行政法人国立印刷局

独立行政法人国立印刷局の会計監査人候補者の募集について  
(平成 29・30・31 事業年度分)

独立行政法人国立印刷局は、法令の定めにより、会計監査人の監査の対象となっています。会計監査人の選任は財務大臣が行いますが、選任に当たっては、法人において会計監査人の候補者を選定することが必要とされています。

つきましては、会計監査人に就任する希望をお持ちの監査法人又は公認会計士（独立行政法人通則法第 41 条に規定する資格を有する者）の方から別紙要領に基づく企画書を募集しますので、正本 1 部及び副本 13 部を平成 29 年 5 月 29 日（月）17 時までに提出してください。

今回の選定は、平成 29 事業年度から平成 31 事業年度までにおける複数年に係る候補者の選定といたしますが、毎年度、財務大臣の選任を受けることから、契約は単年度契約となります。

なお、候補者の選考につきましては、提出された企画書の審査を、会計監査人候補者審査委員会において、スコアリング方式で行い、審査終了後、審査結果及び選定基準をホームページにて公表します。

また、平成 30 事業年度及び平成 31 事業年度の各事業年度の選定につきましては、毎年度、監査実績報告書及び次年度の監査企画書等を提出いただき、その内容を審査委員による評価・検証を経て、審査結果及び選定基準をホームページにて公表します。ただし、会計監査人の候補者とすることが適当ではないと審査委員が判断した場合又は会計監査人から辞退の申出があった場合については、選定の見直しの対象となります。

法令等の改正により会計監査人の資格及び監査内容等に変更が生じた場合は、毎年度の選定時において、監査企画書を検証の上、再審査することとします。

提出及び問合せ先

財務部財務課（担当：北村）

電 話：03-3587-4212

F A X：03-3587-4998

E-mail：zaimu※npb.go.jp

「※」を「@」に変えてください。

## 企画書の記載要領

## 1 記載事項

## (1) 基本的要件

## イ 概要

- (イ) 監査法人の場合は、法人の概要を記載した書面及び定款
- (ロ) 個人の場合は、法人の概要に準ずる書面
- (ハ) 事業を実施する事務所が従たる事務所である場合には、当該事務所の人員構成、業務内容

## ロ 独立行政法人会計基準の精通性

独立行政法人会計基準を理解していることを証する事項

## ハ 監査実績

- (イ) 監査実績（独立行政法人、特殊法人、民間会社）
- (ロ) E R Pシステム監査実績等

## ニ 監査の品質管理

- (イ) 公認会計士協会の定める監査の品質管理に関する指針に即した品質管理を行っていることを証する書面（職務遂行の適正性に関する事項を含む。）
- (ロ) 監査法人又は社員、使用人等に対する公認会計士法に基づく処分がある場合にはその内容
- (ハ) 直近の公認会計士協会レビュー結果の概要
- (ニ) 独立行政法人通則法第41条第3項に関して、公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者に該当しないことの証明

## (2) 監査の実施体制、実施要領等（平成29・30・31事業年度ごとに作成）

## イ 監査チームの編成内容

実際に監査を行う者の人数、経験等

## ロ 監査計画

- (イ) 監査日数、期間
- (ロ) 具体的実施方法、内容
- (ハ) 監事及び内部監査部門との連携に関する計画内容
- (ニ) 監査のサポート体制（契約及びE R Pシステム等に関するサポート体制）
- (ホ) 臨時に監査等が必要となったときの対応

## (3) 監査費用等

## イ 総執務日数（平成29・30・31事業年度ごとに作成）

事業年度ごとの総執務日数の考え方

□ 監査費用（平成 29・30・31 事業年度ごとに作成）

事業年度ごとの見積りの考え方（出張旅費交通費も含めること）

ハ 監査日程等に変更があった場合の対応

監査日程、監査従事者、監査従事者数等に大幅な変更が生じたときの費用変更方法など

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項

「調達時におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価基準」により評価を受ける者は、公的機関により認定等を受けた、女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書、次世代法に基づく認定（くるみん認定及びプラチナくるみん認定）に関する基準適合一般事業主認定通知書、若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届及び取扱要綱に基づくワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写しを提出すること。

(5) その他

イ 国立印刷局の業務に対する理解

ロ その他提案事項等

## 2 注意事項

(1) 企画書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(2) 企画書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画書を無効とします。

(3) 企画書副本（13部）については、法人名など応募者が特定できる部分に、マスキングしたもの9部とマスキングしていないもの4部を提出してください。

## 国立印刷局の概要等について

### 1 国立印刷局の概要について

#### (1) 沿革

- 1871年（明治4年） 大蔵省に紙幣司創設（印刷局の前身）
- 1952年（昭和27年）大蔵省の附属機関「大蔵省印刷局」となる
- 1984年（昭和59年）大蔵省の「特別の機関」となる
- 2001年（平成13年）財務省印刷局となる
- 2003年（平成15年）独立行政法人国立印刷局となる

#### (2) 事業内容

- 日本銀行券の製造
- 官報の編集、印刷及び普及
- 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及
- 国債証券、印紙、郵便切手及び旅券冊子等の製造又は印刷
- 上記業務に関する、調査、試験、研究又は開発

### 2 国立印刷局工場等の所在地について

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 本局    | 東京都港区虎ノ門 2-2-5      |
| 研究所   | 神奈川県小田原市酒匂 6-4-20   |
| 東京工場  | 東京都北区西ヶ原 2-3-15     |
| 王子工場  | 東京都北区王子 1-6-1       |
| 小田原工場 | 神奈川県小田原市酒匂 6-2-1    |
| 静岡工場  | 静岡県静岡市駿河区国吉田 3-5-1  |
| 彦根工場  | 滋賀県彦根市東沼波町 1157-1   |
| 岡山工場  | 岡山県岡山市東区西大寺上 3-4-70 |